

第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画（中間案）に対する

パブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1. 実施状況

①実施期間：令和6年1月19日（金）～令和6年2月1日（木）

②実施方法：尾鷲市役所福祉保健課、各センター（コミュニティーセンター、福祉保健センター含む）、ホームページでの中間案閲覧、意見提出

③意見提出者：2名

④意見件数：2件

2. 提出された意見要旨と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方・対応	対応区分
1	P14 から P15	<p>地域生活支援拠点について</p> <p>保護者や本人の安心感を得るためには、資源の少ない圏域であるからこそ、早急に対応していく必要性和切迫感を感じます。</p> <p>県内でも未整備な圏域がごくわずかであるため、コーディネーターの育成だけにとどまらない取り組みが必要に思えます。</p>	<p>地域生活支援拠点につきましては、紀北地域協議会の部会において、設置に向けて検討を行っているところであります。現在は面的整備に向けて事業所等の調整に取り組んでいるところですが、紀北地域では、障がい種別毎で見た場合に身体障がい者と精神障がい者に関する事業所が不足していることから、隣り合った圏域の協力を求めながら引き続き整備に向けて取組んで参りたいと考えております。</p>	B
2	P14 から P16	<p>就労支援事業所の不足について</p> <p>大きな企業が少ないという地域的な課題もあるかと思いますが、紀北地域では就労支援事業所の定員が上限に近づいてきているように感じていますので、紀北地域協議会や就業・生活支援センター等が連携して、その確保に向けた取り組みを進める必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>紀北地域では、現状は就労継続支援 B 型事業所のみとなっています。以前よりは、就労継続支援 B 型事業所は増えてきている状況ではありますが、一般就労になかなか繋がらない状況にあり、就労継続支援 B 型事業所の定員の上限に近い状態での運営が続いているのが現状です。ハローワーク等の関係機関とも連携を図りながら、地域に必要な雇用ニーズを掘り起こし、障がい者の方と企業を結び付ける作業に取り組むと考えています。</p>	B

3. 意見への対応結果

A 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするもの 0 件

B 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの 2 件